



PUBLIC RELATIONS

広報つるがしま
surugashima



第49回衆議院議員総選挙 第25回最高裁判所裁判官国民審査 投票日時 10月31日(日) 7時～20時

問合先 選挙管理委員会

投票所

第1投票所 鶴ヶ島第一小学校	第2投票所 西市民センター	第3投票所 大橋市民センター	第4投票所 東市民センター
第5投票所 南市民センター	第6投票所 鶴ヶ島海洋センター	第7投票所 長久保小学校	第8投票所 藤小学校
第9投票所 富士見市民センター	第10投票所 南小学校	第11投票所 富士見中学校	第12投票所 藤中学校



投票

投票できる方

平成15年11月1日までに生まれた日本国民

◆住所要件

令和3年7月18日までに市の住民基本台帳に登録され、市の選挙人名簿に登録されている方

①市外へ転出した方の投票

令和3年7月18日以前に他の市区町村に住所を移した場合、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録されると、その登録地の投票所で投票します。

②市内に転入した方の投票

令和3年7月19日以降に転入した方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地の投票所で投票します。

③市内で転居した方の投票

10月9日までに転居の届出(市内で住所を変更すること)をした方は、転居先の投票所で投票できますが、10月10日以降に転居の届出をした方は、転居前の投票所で投票します。



投票所入場整理券は郵送

投票所入場整理券は公示日(10月19日)以降、選挙人ごとに郵送します。記載内容をよく確認し、入場整理券を切り離して投票日に投票所へお持ちください。

投票所入場整理券が届かないとき 紛失したとき

郵送した投票所入場整理券が届かないときや紛失したときは、投票日に指定の投票所で再交付を受け、投票します。再交付の際には、本人確認ができる書類(運転免許証など)を持参し、受付に申し出てください。指定の投票所がわからない方は、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

選挙公報

各候補者の考えや各政党の政策などを掲載した選挙公報を10月29日(金)までに新聞折込みでお届けします。また、選挙公報は、市役所や市民センターなどにも用意しますので、新聞を購読していない世帯や折り込み漏れなどで選挙公報が届かない場合は、これらの施設でお取りいただくか、市選挙管理委員会へ連絡してください。なお、準備が整い次第、市ホームページにも掲載します。

投票の順序および投票用紙の色

- ①衆議院小選挙区選出議員選挙(あさぎ色)
- ②衆議院比例代表選出議員選挙(ピンク色)
- ③最高裁判所裁判官国民審査(うぐいす色)

投票用紙の記入方法

◆衆議院小選挙区選出議員選挙

投票所の記載台に候補者の氏名を掲示していますので、よく確かめて、投票用紙の所定欄に候補者1人の氏名をはっきりと記入してください。

◆衆議院比例代表選出議員選挙

投票所の記載台に政党名を掲示していますので、よく確かめて、投票用紙の所定欄に政党名1つをはっきりと記入してください。

◆最高裁判所裁判官国民審査

投票用紙に裁判官の氏名が記入されていますので、辞めさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を記入してください。辞めさせなくてもよいと思う裁判官については、何も記入しないでください。



いろいろな投票方法

期日前投票

投票は、選挙の当日、投票所で投票するのが原則ですが、仕事などの事情により投票日に投票所へ行けない方や、病気、出産などで入院予定の方は、投票日前に期日前投票ができます。

期間 10月20日(水)～30日(土)

時間 8時30分～20時

投票場所 市役所1階ロビー

持ち物 ①投票所入場整理券(届かない場合はなくても可。この場合は、運転免許証など本人確認ができる書類をお持ちください)

②期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(投票所入場整理券に印刷されている様式に必要事項を記入してお持ちください。投票所入場整理券が届かない場合は、期日前投票所にも用意しています)

代理投票

身体の障害やけがなどによって自分で文字を書くことのできない方は、係員に申し出てください。係員が本人に代わって本人の申し出た候補者の氏名を代筆します。書かれた候補者名は他に漏れることはありませんので、安心して申し出てください。

点字投票

目の不自由な方には、点字器と点字投票用の投票用紙を用意しています。投票所で係員に申し出てください。



出張時などの不在者投票

対象 国内での出張などで、投票日に投票所へ行けない方

方法 市選挙管理委員会に直接持参、郵便またはマイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインで、不在者投票宣誓書兼請求書により投票用紙などを請求してください(ファクシミリや電子メールでの請求はできません)。最寄りの選挙管理委員会で投票することができます。

郵便などによる不在者投票

対象 身体に重度の障害のある方などで市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方

方法 「郵便等による不在者投票用紙等請求書」に「郵便等投票証明書」を添えて、直接または郵便で市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求し(10月27日(水)必着)、自宅などで投票することができます。「郵便等投票証明書」の交付を受けていない方は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

病気などで入院中の投票

入院している病院や、入所している介護福祉施設などが都道府県の選挙管理委員会の指定する施設であれば、その施設内で投票することができます。市内の指定施設は、次の5施設です。

- ・鶴ヶ島池ノ台病院
- ・関越病院
- ・特別養護老人ホーム「清光苑」
- ・介護老人保健施設「鶴ヶ島ケアホーム」
- ・特別養護老人ホーム「みどりの風鶴ヶ島」

～投票は私たちの大切な権利です。必ず投票しましょう～

開票

日時 10月31日(日) 20時45分～

場所 鶴ヶ島中学校体育館

※ 参観人は、人数制限があります



投・開票速報サービス

市ホームページ(投・開票速報のページ)

<https://www.city.tsurugashima.lg.jp/page/page008470.html>



詳細はこちら

投票速報

10月31日(日) 9時頃から

開票速報

10月31日(日) 22時頃から



新型コロナウイルス感染症対策

投票所での感染症対策

投票所では、下記の感染症対策を行っています。
安心してお越しください。

- ①係員のマスク着用
- ②定期的な換気と記載台の消毒
- ③投票する方と係員の間に、飛沫飛散防止シートを設置

投票する方へのお願い

- ①混雑時は、間隔を空けて並んでください。
- ②投票所に入る際の手指の消毒にご協力をお願いします。
- ③投票所内での私語はご遠慮ください。また、投票所内ではマスクの着用をお願いします。
- ④筆記具(鉛筆またはシャープペンシル)の持参をお願いします。

新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の方の投票

保健所などの指示により宿泊・自宅療養をしている方は、郵便により投票することができます。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。



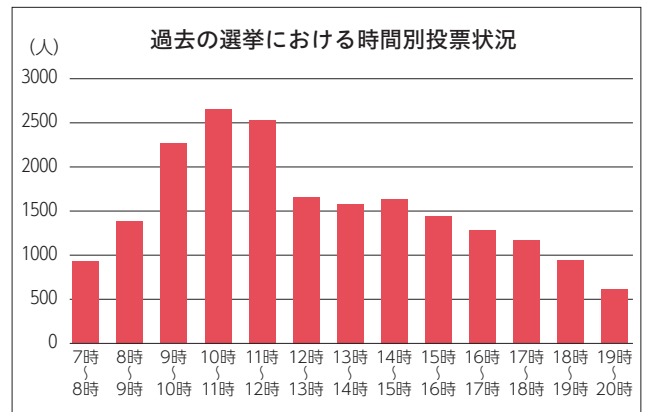
詳細はこちら

混雑対策について

過去に執行した選挙では、9時から12時までは投票所が混雑する傾向にあります。できるだけ混雑する時間帯以外での投票にご協力をお願いします。

期日前投票をご利用の際は、投票所入場整理券下部の「期日前投票宣誓書」にあらかじめご記入いただくと、スムーズにご案内ができます。

「期日前投票宣誓書」は期日前投票所にも用意していますので、投票所入場整理券が届いていない方は、本人確認ができる書類(運転免許証など)をお持ちください。



投票所の混雑状況をリアルタイムで確認できます

ご自身の投票所を確認の上、QRコードからご覧ください。

また、当日の投票所の混雑を避けるため、期日前投票もご利用ください。

※ 投票日当日(10月31日)は、指定された投票所以外の投票所で投票することはできません



詳細はこちら

新型コロナウイルス感染症対策について

有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所内での感染防止に取り組んだ上で選挙を実施しています。

投票所における感染症対策



有権者の皆様へのお願い



投票所の混雑緩和のため、期日前投票の積極的なご利用をお願いします。